

長野県地域防災計画

震災対策編

令和元年度修正（案）

（令和2年3月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとします。</p>	字句の修正

新	旧	修正理由・備考														
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="192 403 1270 541"> <tr> <td data-bbox="192 403 451 451">(12)東京管区气象台</td> <td data-bbox="451 403 1270 451">ア 地震情報、<u>南海トラフ地震臨時情報等</u>の通報に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 451 451 499">(長野地方气象台)</td> <td data-bbox="451 451 1270 499">イ 地震防災知識の普及に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 499 451 541"></td> <td data-bbox="451 499 1270 541">ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。</td> </tr> </table>	(12)東京管区气象台	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震臨時情報等</u> の通報に関すること。	(長野地方气象台)	イ 地震防災知識の普及に関すること。		ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 403 2466 583"> <tr> <td data-bbox="1380 403 1638 451">(12)東京管区气象台</td> <td data-bbox="1638 403 2466 451">ア 地震情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>の通報に関するこ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 451 1638 499">(長野地方气象台)</td> <td data-bbox="1638 451 2466 499">と。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 499 1638 541"></td> <td data-bbox="1638 499 2466 541">イ 地震防災知識の普及に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 541 1638 583"></td> <td data-bbox="1638 541 2466 583">ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。</td> </tr> </table>	(12)東京管区气象台	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> の通報に関するこ	(長野地方气象台)	と。		イ 地震防災知識の普及に関すること。		ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。	<p>南海トラフ地震臨時情報 の運用開始に伴う変更</p>
(12)東京管区气象台	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震臨時情報等</u> の通報に関すること。															
(長野地方气象台)	イ 地震防災知識の普及に関すること。															
	ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。															
(12)東京管区气象台	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> の通報に関するこ															
(長野地方气象台)	と。															
	イ 地震防災知識の普及に関すること。															
	ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。															

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p><u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。</p> <p><u>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国土強靱化基本計画（H30.12.14） 防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策（H30.12.14） 防災基本計画に位置付けられているため。</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。</p> <p><u>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>下水道、工業用水道、電気、ガス、電話、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>国土強靱化基本計画 (H30.12.14)</p> <p>防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策 (H30.12.14)</p> <p>防災基本計画に位置付けられているため。</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(エ) <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所内の<u>一般スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられて<u>おり、また、災害が発生した場合において要配慮者が</u>相談等の支援を受けることができる体制が整備され、<u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ソ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>一般</u>の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ソ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成31年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成31年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和元年10月31日現在で26,968区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,335区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成30年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成30年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、平成29年4月1日現在で26,950区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,325区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>時点更新</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策 ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には1,700箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池については、計画的に耐震化工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じ</p>	<p style="text-align: center;">第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等により、ため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が確保されていないため池について順次耐震化工事を実施する。 防災重点ため池[*]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;"><small>※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万^m以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</small></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には1,700箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。 (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。 (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>	<p>防災重点ため池の再選定に伴う修正</p> <p>長野県ため池整備計画の制定に伴う修正</p>

<p>た場合は県に報告する。</p> <p>(イ) ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。</p> <p>(ウ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>(イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</p> <p>(ウ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、<u>適正かつ計画的な</u>間伐を実施する。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</p> <p>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、<u>間伐総合対策に基づき</u>間伐を実施する。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</p> <p>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p>事業の変更に伴い修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 雪害予防計画</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)</p>	<p style="text-align: center;">第30節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 雪害予防計画</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)</p>	<p>表記の整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>g 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震<u>臨時情報</u>を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震<u>臨時情報</u>が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自分の命は自分で守る。</u>」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>g 「<u>自分の命は自分で守る。</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震<u>に関連する情報(臨時)</u>を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震<u>に関連する情報(臨時)</u>が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始による</p>

<p>保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>(イ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(ウ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>民間</u>賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。<u>(国から通知があった場合はこの限りでない。)</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設するものとする。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(イ) <u>要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a 賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>補足事項の追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第26節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p><u>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(7) 北陸信越運輸局</p> <p><u>ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。</u></p> <p><u>ウ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。</u></p> <p><u>エ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第26節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(7) 北陸信越運輸局</p> <p>鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道業者に対して早期復旧の要請を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>字句の修正</p> <p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I S の活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I S の活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報 <u>(以下「道路情報等」という。)</u> について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。</u>また、<u>日本道路交通情報センター</u>を通じ、<u>住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路<u>及び橋梁</u>の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において<u>自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等</u>を実施するとともに、<u>道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報 <u>(以下「道路情報等」という。)</u> について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。</u>また、<u>日本道路交通情報センター</u>を通じ、<u>住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、<u>迅速かつ的確な情報提供を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、<u>道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省)</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省 <u>総合食料局</u>)</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。</p>	<p>国の基本要領に基づく修正</p>

新	旧	修正理由・備考						
<p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第17節 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u></p> <p><u>第1 「南海トラフ地震に関連する情報」について</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。発表条件は下表のとおり。</u></p> <p><u>なお、この情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。</u></p> <p><u>(呼びかける今後の備えの例（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定より）)</u></p> <p><u>家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 989 2496 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 989 1700 1056">情報名</th> <th data-bbox="1700 989 2496 1056">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 1056 1700 1415"> <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u> </td> <td data-bbox="1700 1056 2496 1415"> <u>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u> <u>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1415 1700 1518"> <u>南海トラフ地震に関連する情報（定例）</u> </td> <td data-bbox="1700 1415 2496 1518"> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</u> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u> <u>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u>	<u>南海トラフ地震に関連する情報（定例）</u>	<u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</u>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い第6章を新設するに当たって削除</p>
情報名	情報発表条件							
<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u> <u>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u>							
<u>南海トラフ地震に関連する情報（定例）</u>	<u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</u>							

第2 活動の内容

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときは、以下の活動を行う。

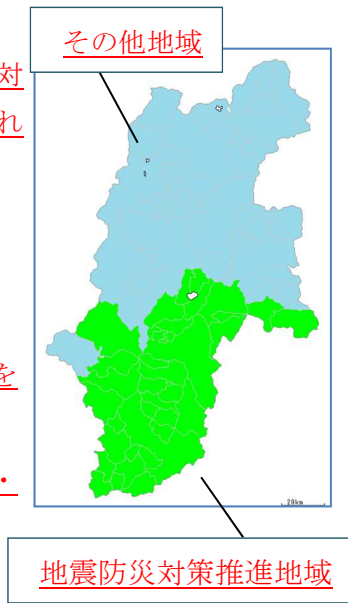
1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 【県が実施する計画】

ア 知事又は危機管理監を本部長とする長野県警戒・対策本部を設置する。

イ 長野県地域防災計画に基づく「非常体制」により情報収集・連絡に当たるとともに本部員会議を開催する。

ウ 市町村及び防災関係機関との連絡体制の確保県から各市町村、各消防本部、自衛隊及び指定地方公共団体に情報内容を周知するとともに防災情報システム等による連絡体制を確保する。



2 県民等への広報

(1) 地域区分

南海トラフ特措法に基づく地震防災対策推進地域とその他の2つのエリアに分けて広報を実施

(2) 呼びかけ内容（報道機関・市町村広報等を通じ周知）

		考え方	呼びかけ内容
推進地域	県民	大きな揺れが予想されるため、被害を最小限にするための呼びかけを行う。	備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認、運転時の徐行、高齢者等の避難準備
	観光客等	地震に遭遇しても怪我をしないよう注意点について呼びかけを行う。	情報の収集方法、地震発生時の注意点、避難所の開設情報
その他	県民	地震に備えた行動を求めるが、揺れや被害が相対的に小さいことから、冷静	冷静な行動、備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認
	観光客等	な対応も併せて呼び掛ける。	震度の想定は5強以下であること。地震発生時の注意点

3 県有施設の点検等

県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行う。

また、推進地域内の施設では不急の行事の中止や学校の休校を検討する。

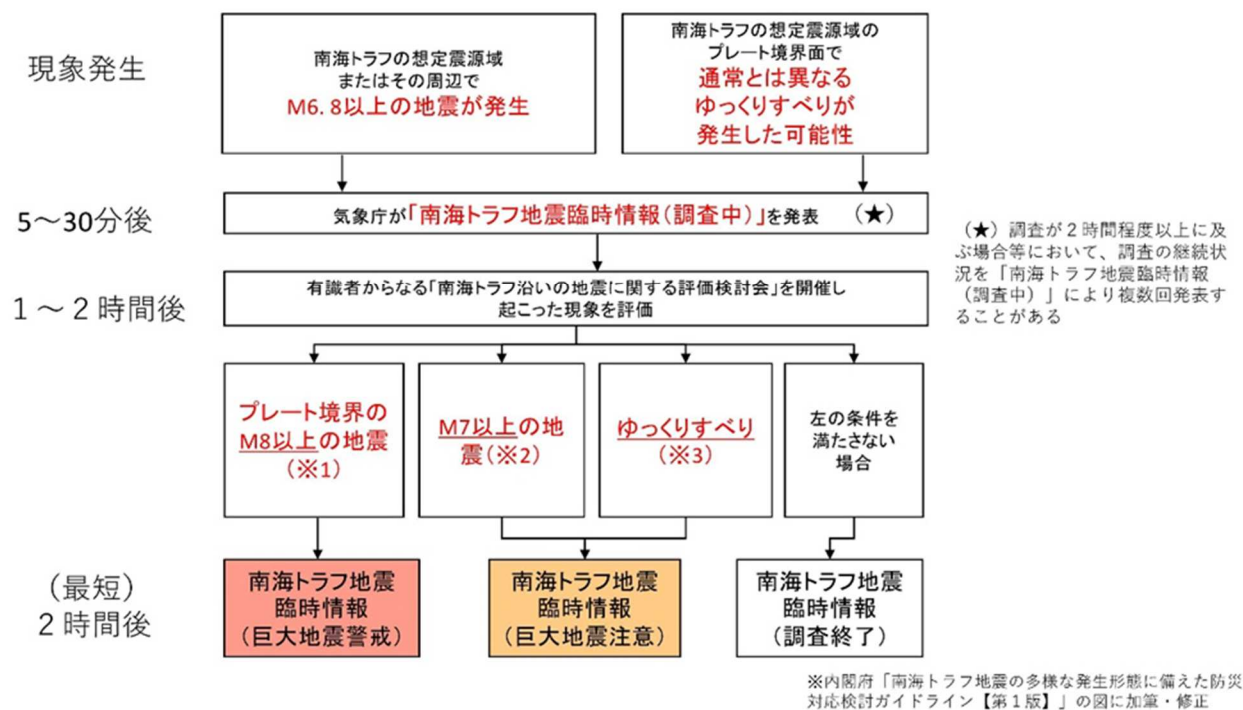
県有施設以外の関連施設の点検についても、施設管理者に対し対応を促す。

4 関連計画の取扱い

本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

新	旧	修正理由・備考						
<p style="text-align: center;"><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1 目的</u> <u>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</u> <u>震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。</u></p> <p><u>第3 南海トラフ地震臨時情報について</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件</u></p> <table border="1" data-bbox="192 852 1359 1486"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 852 581 898">情報名</th> <th data-bbox="581 852 1359 898">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 898 581 1079"><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td> <td data-bbox="581 898 1359 1079"> <u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1079 581 1486"><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></td> <td data-bbox="581 1079 1359 1486"> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。</u></p>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時条の運用に伴い新設</p>
情報名	情報発表条件							
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>							
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u>							

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



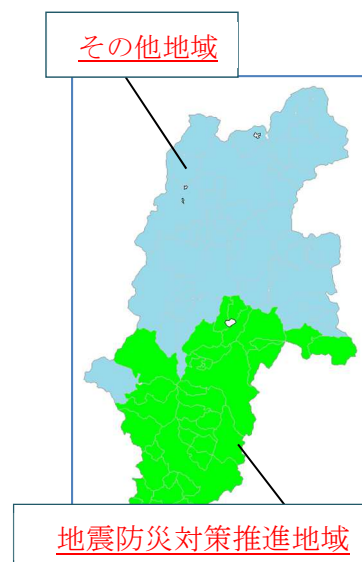
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町



新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第1 県の体制</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制</p> <table border="1" data-bbox="207 399 1394 924"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>警戒・対策本部</td> <td>○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に係る事項の広報</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等※₁</td> <td>警戒・対策本部</td> <td>○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等※₂</td> <td>災害対策本部</td> <td>○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・ 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報</p> <p>※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・ 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報</p> <p>2 活動体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。</p> <p>3 活動体制の終了時期</p> <p>災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。</p> <p>4 職員の参集</p> <p>職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。</p>	情報名	活動体制	業務内容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に係る事項の広報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等※ ₁	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等※ ₂	災害対策本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施	<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>
情報名	活動体制	業務内容												
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に係る事項の広報												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等※ ₁	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等※ ₂	災害対策本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施												

討を行うものとする。

(4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。

(5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第2 市町村の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 市町村内における災害応急対策に係る措置の実施

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

<p><u>また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項をを定めるものとする。</u></p>		
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達 <u>南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</u></p> <p>1 伝達系統図</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -- "オンライン配信" --> B[危機管理部] B -- "防災行政無線 FAX" --> C[地域振興局 (総務管理課)] B -- "防災行政無線 FAX" --> D[建設事務所] B -- "防災行政無線 FAX" --> E[保健福祉事務所 その他関係機関] B -- "防災行政無線 FAX" --> F[市町村] B -- "内線 FAX" --> G[庁内各課] B -.- "使走" --> H[広報県民課] H -.- "庁内放送" --> I[各課] F --> J[住民等] G -.- "※勤務時間外は 庁内放送を行わない。" --> I </pre> <p>2 勤務時間内の伝達要領</p> <p>(1) <u>勤務時間内に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先機関、防災関係機関へ伝達する。</u></p> <p>(2) <u>庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行なう。</u></p> <p>3 勤務時間外、休日の伝達要領</p> <p>(1) <u>勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。</u></p> <p>(2) <u>報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。</u></p> <p>(3) <u>危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、防災関係機関へ伝達する。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部(危機管理部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部（危機管理部） (農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部)(農政部) (労働金庫－県災害対策本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部)(危機管理部)
道路の交通規制の状況・ 車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県災害対策本部(建設部) 地方整備局－県災害対策本部(建設部) 市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
列車の運転状況、旅客の 状況	J R 各社－県災害対策本部(企画振興部)
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部(危機管理部)

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第1 基本方針 <u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部） <u>県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</u></p> <p>(1) <u>広報内容</u></p> <p>ア <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</u> (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容</u> (イ) <u>住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p>イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</u> (ア) <u>南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容</u> (イ) <u>交通に関する情報</u> (ウ) <u>ライフラインに関する情報</u></p> <p>エ <u>生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</u> (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容</u> (イ) <u>交通に関する情報</u> (ウ) <u>ライフラインに関する情報</u> (エ) <u>生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p>(2) <u>広報手段</u> <u>テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。</u> <u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。</u></p> <p>(3) <u>問い合わせ窓口</u> <u>住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。</u></p> <p>(4) <u>報道機関との応援協力関係</u> <u>知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

2 【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

3 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び市町村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 災害応急対策をとるべき期間</p> <p>第1 基本方針 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。</u></p> <p>第2 災害応急対策をとるべき期間 <u>災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合 <u>南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合 <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 避難対策等</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。</u></p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p><u>市町村は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</u></p> <p><u>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</u></p> <p>2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等</p> <p><u>推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。</u></p> <p><u>また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。</u></p> <p>第3 避難先の確保</p> <p>1 避難所の受入れ人数の把握</p> <p>(1) <u>住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市町村は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。</u></p> <p>(3) <u>宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。</u></p> <p>2 避難所候補リストの作成</p> <p>(1) <u>避難所は、市町村が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点か</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

ら、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。

(3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。

(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

ア 施設名、住所、面積、収容人数

イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）

ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無

エ 非構造部材の落下防止対策の有無

オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か

カ 学校の状況（授業継続または休校）

キ 周辺の避難場所からの移動距離

ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）

ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況

コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内市町村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

(1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。

(2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

(1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。

(2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。

(3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 住民の防災対応</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。</u></p> <p>第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p><u>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。</u></p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p>(1) <u>住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。</u></p> <p>2 推進地域外</p> <p><u>住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 企業等対策計画</p> <p>第1 基本方針 <u>企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。</u></p> <p>第2 企業等の防災対応の検討</p> <p>1 防災対応を検討する手順 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。</u></p> <p>(2) <u>その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。</u></p> <p>2 南海トラフ地震に関するBCPの確認</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。</u></p> <p>3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。</u></p> <p>(2) <u>個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。</u></p> <p>4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討</p> <p>(1) <u>企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

<p><u>キ 速やかに作業中断するための準備</u></p> <p><u>(5) 地域への貢献</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。</u></p> <p><u>また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。</u></p> <p><u>(6) 情報の伝達</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</u></p> <p><u>(7) 防災対応実施要員の確保等</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。</u></p> <p><u>また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。</u></p>		
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第1 基本方針 <u>防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 消防機関等 <u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。</u></p> <p>2 警備対策 <u>県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>正確な情報の収集及び伝達</u> (2) <u>不法事案等の予防及び取締り</u> (3) <u>地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p>3 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) <u>水道</u> <u>県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(2) <u>電気</u> <u>電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(3) <u>ガス</u> <u>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。</u> <u>また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安

全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。
- (2) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。
- (3) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。
- (5) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。</u></p> <p><u>また、県、市町村、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。</u></p> <p>第2 交通インフラやライフライン</p> <p><u>日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。</u></p> <p>第3 滞留旅客等に対する措置</p> <p>1【市町村が実施する計画】</p> <p><u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>2【防災関係機関が実施する計画】</p> <p><u>防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>県及び市町村は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</u></p> <p><u>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</u></p> <p><u>そのため、県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 職員等に対する防災上の教育</p> <p>(1)【県が実施する計画】</p> <p><u>県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。</u></p> <p><u>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u></p> <p><u>ウ 地震に関する一般的な知識</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p>(2)【市町村及び防災関係機関が実施する計画】</p> <p><u>市町村及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1)【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2)【市町村が実施する計画】

市町村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記(1)に準じた内容を実施内容と

<p><u>して行うものとする。</u></p> <p><u>また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。</u></p> <p><u>ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。</u></p> <p><u>ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。</u></p>		
--	--	--